

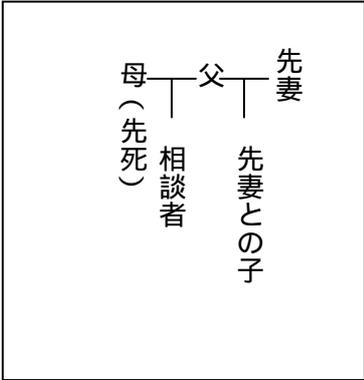
会計事務所ビジネスセンター



他人事ではない相続トラブル
相続アドバイザー 和田清人

他人事ではない相続トラブル ケース 先妻の子が現れた！

図のような状況で、独り暮らしのお父様がお亡くなりになりました。相談者は、先妻の子がいることは知っていましたが、お父様に遺言書を書いてもらうようお願いしても、「先妻の子には、財産をくれと言うような教育はしていない。」と押し切られていました。ところが、お父様が体調を崩された時、どこで聞きつけたのか先妻の子が実家に住み込んでしまいました。相談者は仕事で大阪を離れており、週末にお父様を見舞いに來ることしかできません。



そのうち、先妻の子はお父様を入院させ、誰も面会できないようにしてしまいました。相談者をはじめ、親族誰一人として、お父様の最期を看取ることができませんでした。そして葬儀の後、突然、「全財産を先妻の子に相続させる」という遺言書が明らかにされました。そう、面会をシャットアウトした入院中に、公証人を病室へ呼んで遺言書を書かせたのです。

先妻の子は実家の鍵を交換してしまい、相談者が家の中に入ることもできません。ご両親の形見となる品も、相談者ご自身の家財や子供時代のアルバム、果ては仏壇までもが放置されたままです。落ち着いたら、実家は取り壊して土地を売却すると公言しているようです。

相談者は、遺言書無効の訴えを起こしましたが敗訴してしまいました。弁護士のやる気の無い姿勢に怒りを覚えたとのこと。途方に暮れていたところ、ご友人から私を紹介されたそうです。ご希望は、財産はいつでもいいので、アルバムや仏壇だけでも引き取りたいということでした。

弁護士と一緒に話を聞き、遺留分減殺請求をする方向で動きました。財産を確定し、遺留分である4分の1相当額を算出します。相談者は、「弁護士によって、こんなに動きが違うとは・・・」と驚いていらっしゃいました。

このケース、トラブルの原因はどこにあったのでしょうか？

結果論かもしれませんが、先妻の子を過信したお父様の責任は小さくないと思います。本来、先妻の子がいるというのは、遺言書を書かねばならないケースといっても過言ではありません。

お父様は以前から、相談者に対して「跡取りはお前だ」と明言なさっていたそうです。この時点で、遺言書を書いておけば、今回のトラブルは防げたかもしれません。

トラブルのタネをちゃんと摘んでおくことまでが、親の責任と言えるのではないのでしょうか。